

# 手順書:循環動態に係る薬剤投与関連

## 31. 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整(6)

### 【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(口渴や倦怠感の程度、不整脈、尿量等)及び検査結果(電解質、酸塩基平衡等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロール(注射薬)の投与量の調整を行う

### 【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

1. 静脈ラインから水分補給を要する場合
2. 静脈ラインから糖質輸液を要する場合
3. 静脈ラインから電解質調節を要する場合



### 【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 意識状態の変化なし
- バイタルサインの変化なし
- 心不全徵候がない
- 採血上著しい電解質異常がない  
( $120\text{mEq/L} \leq \text{Na} \leq 160\text{ mEq/L}$ ,  $2.0\text{mEq/L} \leq \text{K} \leq 6.0\text{ mEq/L}$ )
- 同一点滴ライン上に、劇薬や毒薬類、循環作動薬がある場合は、フラッシュにならないように行う

### 病状の範囲外

不安定であり、緊急性あり  
担当医 PHS、携帯電話に  
直接連絡を行う。



### 病状の範囲内



### 【診療の補助の内容】

持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整



### 【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 意識状態の変化
- バイタルサインの変化
- 自覚症状の変化
- 行動様式の変化
- 心電図の変化

異常の場合、担当医  
PHS、携帯電話に直接連絡



どれか一項目でもあれば、下記の確認をして担当医に連絡

- 呼吸苦
- 喘鳴
- 肺副雜音



### 【医療の安全を確保するために医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

担当医のPHSもしくは携帯電話  
必要時は当直医師PHSへ連絡



### 【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

1. 担当医PHSに直接連絡(必要時)
2. 診療記録への記載